

○東京藝術大学音楽学部運営会議（運営）に関する要項

〔平成20年2月28日〕
教授会決定

改正 平成21年5月14日 平成25年10月24日
平成27年3月26日

（目的）

第1条 この要項は、東京藝術大学音楽学部運営会議内規（以下「内規」という。）第6条第5項に基づき、運営会議（運営）（以下「会議」という。）の運営その他に関する事項を定める。

（組織）

第2条 会議は、内規第5条第2項に定める者のほか、教授会構成員のうち次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）演奏芸術センター主任
- （2）音楽学部教務委員会委員長
- （3）音楽学部学生生活委員会委員長
- （4）音楽学部音楽総合研究センター長
- （5）その他、会議が必要と認めた者

（会議）

第3条 会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席した構成員の過半数の賛成をもって決するものとする。

（構成員以外の者の出席）

第4条 議長が必要と認める場合は、構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 会議の庶務は音楽学部庶務係において処理する。

（雑則）

第6条 この要項の改正は、教授会の審議を経て行う。

- 2 この要項に疑義が生じたときは、教授会が決定する。
- 3 会議の運用に関する細目は、会議が定める。

附 則

この要項は、平成20年2月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年5月14日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。